

## 第5部 国際関係の動き

### 第18章 金融監督国際機構

#### 第1節 バーゼル銀行監督委員会

##### Ⅰ 概要

##### 1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision)は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。

##### 2. 組織(資料18-1-1参照)

(1) バーゼル銀行監督委員会(以下この章において「同委員会」とする。)

同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表者により構成され、わが国からは、当庁及び日本銀行の代表が出席している。同委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行(Bank for International Settlements (B I S))本部において開催され、事務局もB I S内に設置されているが、中央銀行の集まりであるB I Sとは独立の存在となっている。

(2) 同委員会は、現在、その下に3つの小委員会(自己資本小委員会、リスク管理小委員会、透明性小委員会)と5つのタスク・フォース(自己資本比率規制見直しタスクフォース、モデルタスクフォース、会計タスクフォース、2000年問題タスクフォース、リサーチタスクフォース)を設置しており、それぞれ同委員会に参加している機関の専門家等により構成されている。

##### 3. 目的

同委員会は以下の3つをその主要な目的としており、現在に至るまでその目的は変わっていない。

- ① 特定の銀行監督問題に関する話し合いの場の提供
- ② 国際的に活動する銀行に対する監督の有効性を確保するため、銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整
- ③ 国際的な銀行業務の健全性と安定性を強化するため、共通の監督基準の設定

#### 4. 性格

同委員会には、公式の国際的な監督権限はなく、従ってその合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、同委員会が議論して結論付けた各種の監督上の基準等は、各国の実情を反映し、より適切な環境整備に貢献するものである。

## II 活動状況

### 1. 概要

同委員会は、銀行監督に関する共通の基準を策定する観点から、以下の課題を中心として幅広く検討を行っている。

まず、一般的な課題として、①自己資本比率規制の国際統一化（いわゆるBIS規制）、②信用リスクモデル、③リスク管理、④財務のディスクロージャー、⑤会計基準の国際的統一、⑥2000年問題への対応、⑦実効的な銀行監督のための諸原則がある。次に、国際的に活動する銀行に対する有効な監督の観点から、⑧クロスボーダー銀行業務の監督について検討を行っている。さらに、昨今の金融技術の進展に対処するため、④の一環として、デリバティブ取引に関する調査・提言を行うほか、⑨レバレッジの高い機関に対する銀行融資のあり方等（第5節参照）についても議論を行っている。

会議は委員会、小委員会等とともに、それぞれ年4回程度開催されることとなっているが、自己資本比率規制見直し等の課題に対応するため、開催頻度は高まっている。

### 2. 自己資本比率規制の見直し（自己資本小委員会等）

自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆるBIS規制）は、国際的に活

動を行っている銀行に対する最低基準として、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から1988年に設定された。

その後、金融機関の状況変化に応じて、マーケットリスク規制の導入（1998年3月期～）などの改正や、1998年10月の『自己資本の基本的項目（Tier1）としての発行が適格な商品』に関するプレス・リリースの公表により、Tier1の自己資本の質を保持するため、子会社を通じて連結ベースでの親会社の自己資本の充実のために発行される優先証券についてTier1として取り扱うべき対象の明確化などの対応が取られてきた。

しかしながら、現行の自己資本比率規制は、近年の金融技術の進展等から、必ずしも現在の金融機関の状況に適合しなくなってきたことから、1998年夏から、バーゼル合意の抜本的見直しについて検討が行なわれている。

その結果、『新たな自己資本充実度の枠組みに関する市中協議案』が1999年6月公表され、2000年3月までにコメントが求められている。同市中協議案の概要は以下のとおりである。

#### ① 最低基準としての所要自己資本の算定方法

信用リスクについてのリスクウェイトを精緻なものとするよう、リスクウェイトの区分を外部の信用評価機関の格付等に従い細分化するとされているが、信用リスクモデル導入に向けたインセンティブを銀行に与えるため、先進的な銀行については、外部格付に代えて内部格付を利用することを検討するとしている。また、このほか、信用リスクを軽減する手法の取扱、その他のリスクの取扱などについても記述されている。

#### ② 適切な自己資本に関する監督上のレビュー

銀行は、最低自己資本比率以上で活動することが期待され、自行のリスクの状況に照らし自己資本の充実度を自ら審査するプロセスと自己資本の水準を維持する戦略を持つべきとしている。一方、監督当局は、各銀行の自己資本充実度の審査手法、戦略、規制の遵守状況を検証するとともに、自己資本が健全な水準以下に低下することを防止するため早期に介入すべきとしている。

#### ③ 効率的な市場規律の利用

自己資本の構成項目等のディスクロージャーによる市場規律の効果的な使

用により、自己資本の質的な向上を図るべきとしている。

さらに、長期的な検討課題である統計的手法を用いた信用リスク測定のためモデルを自己資本比率の計算に導入する可能性については、1999年4月にその考え方と問題点を整理した『信用リスクモデル：現状とその活用』報告書が公表され、市中協議に諮られているところである。

また、1999年7月末に、『信用リスク管理』、『信用リスクに関するディスクロージャー』に関する報告書が公表され、市中協議に付される予定になっている。

### 3. 銀行のリスク管理（リスク管理小委員会）

- (1) リスク管理小委員会は、銀行のリスク管理及び内部管理に係る監督上の政策・指針等の検討を行い、銀行業界における健全な業務促進を目的として設立された。
- (2) 1998年9月、銀行による健全なリスク管理の実践を促進するための継続的な作業の一環として、『銀行における内部管理体制のフレームワーク』に関する報告書が公表された。同報告書では、健全な内部管理体制に不可欠な13の原則が定められており、各国の監督当局が、銀行の内部管理体制の構築方法をモニタリングするため自らの監督手続きを評価する際、当該原則を活用するよう推奨されている。わが国においては、検査マニュアル検討会において、本報告書を参考資料として活用している。また、同時に、オペレーショナル・リスクの管理の状況について、主要金融機関に対して行った調査の取りまとめ結果も公表されている。
- (3) この他、『外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針』についての報告書が1999年7月末に公表される予定となっている。

### 4. ディスクロージャー（透明性小委員会）

- (1) 透明性小委員会は、市場規律を強化し、市場の安定化と効率性を促進し、銀行監督の有効性と包括性を向上させることを目的としている。
- (2) 透明性小委員会は、1995年以降、IOSCO（証券監督者国際機構）専門委員会と共同してG10諸国に本部を置いて国際的に活動する大規模な銀行及

び証券会社を対象としたトレーディング及びデリバティブ業務のディスクロージャーに関するサーベイを毎年実施している。

今年度においては、1998年11月にサーベイ結果が公表されており、同報告書では、ディスクロージャーの量、詳細度、明確性において大幅な改善が見られているが、一部の金融機関においてリスク・プロファイルやリスク管理慣行を含め重要な側面について十分な情報提供が行われていないなど、今後ともパブリック・ディスクロージャーの改善が必要であるとされている。

同サーベイを受け、1999年2月、トレーディング及びデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言を含む市中協議ペーパーが公表され、1999年5月末までにコメントが求められた。同提言では、金融機関は財務諸表の利用者に対し自らのトレーディング及びデリバティブ取引の実態を正確に伝えるべきであり、自らのリスク・エクスポージャー及びその管理実績に関して、内部的なリスク測定・管理システムから生成される情報を開示すべきであるとしている。

さらに、『銀行及び証券会社の派生商品取引に関する監督上の情報についての枠組み』（1995年）を近年のリスク管理実務の進展状況を反映させる形で改訂し、1998年9月、『デリバティブ及びトレーディングに関し監督上必要とする枠組み』に関する報告書をIOSCOと共同で公表している。

- (3) トレーディング及びデリバティブ取引に関連した作業以外に、透明性小委員会は、1998年9月、銀行の財務報告についてのパブリック・ディスクロージャーに関する銀行及び銀行監督当局のためのガイドラインとして『銀行の透明性に関する指針』を公表している。

## 5. 信用リスクモデル（モデルタスクフォース）

モデルタスクフォースは、1994年、市場リスク規制の内部モデル・アプローチにかかる技術的論点の検討を行うため設置され、主として信用リスクモデルの定量化に係る技術的論点の検討を行なっている。

自己資本比率規制の見直しに関連して、銀行の内部格付を利用した所要自己資本の計算方法の設定に向けた調査を行うため、同タスクフォースの下、作業部会を設置したところである。

## 6. 銀行に関する会計の国際的な統一（会計タスクフォース）

会計タスクフォースは、実効的かつ包括的な監督及び安全で健全な銀行システムを育成することを目的として1996年設立された。同タスクフォースでは、銀行監督当局の観点から重要と考えられる会計問題を特定化し、国際的な会計の調和に向けた努力に貢献し、銀行における健全な会計実務のための監督上の指針を作成している。

1998年6月以降の活動状況としては、『貸出金の会計処理、信用リスクの開示等についての健全な実務のあり方』に関する市中協議用ペーパーを1998年10月公表し、1999年3月までに市中からのコメントを求めている。同ペーパーは、銀行における貸出金の評価、貸倒引当金の算定、信用リスクのディスクロージャーに関する健全な実務のあり方を示したものであり、当局が銀行の方針・実務を評価する際の枠組み、金融機関の会計・ディスクロージャーの実務上の指針、会計基準設定主体のための参考となることを目的としている。同ペーパーに対するコメントを踏まえ、現在最終版を完成すべく、取りまとめ作業を行っており、1999年7月末にも最終版が公表される予定となっている。

## 7. 2000年問題への対応（2000年問題タスクフォース）

バーゼル委員会では、2000年問題に関するタスクフォースを設立し、2000年問題に対処するための様々な方策の検討や各国の動向の調査、IOSCOやIAIS（保険監督者国際機構）等の金融に関連する国際的な委員会と連携し、金融機関の海外拠点に関する2000年問題対応状況の監督について当局間でいかに役割分担するかについての検討、等を行っている。平成9年9月には、本問題の全体像、対応措置、留意点等を解説した『コンピュータ2000年問題：金融機関及び銀行監督機関にとっての課題』が発表された。

また、平成10年4月には、バーゼル委員会、IOSCO、IAIS及び国際決済銀行（BIS）支払・決済システム委員会（CPSS）の4者により、共同で本問題に関する議論を行う場として、“Joint Year 2000 Council”が設立され、これまで6本のポリシーペーパーが出されている。

## 8. クロスボーダー銀行業務の監督

- (1) 国際的に活動する銀行に対する監督の有効性をいかに確保するかを議論することは、バーゼル委員会の目的の一つとなっており、当該目的を実現するため、1975年9月『銀行の海外拠点監督上の原則(バーゼルコンコルダット)』(1983年6月改訂)が公表された。本報告書は、銀行の海外拠点監督にあたり、現地当局と母国当局との間の責任分担について原則を定めている。
- (2) 1992年7月、BCCI破綻の経験から、コンコルダットの有効性を確保するための基準として『国際的業務を営む銀行グループ及びその海外拠点の監督のための最低基準(いわゆる『最低基準』)』が公表されており、銀行の海外拠点を監督するに当たって現地・母国当局の両方が備えるべき4つの基準が定められている。
- (3) さらに、最低基準を非G10諸国を含む世界各国の銀行監督当局が実施していくことを促すため、オフショア金融センターの銀行監督当局と協力して、1996年10月、『クロスボーダー銀行業務の監督』に関する報告書を作成した。同報告書では、連結ベースの監督を効果的に実施していく上での障害を取り除くため、母国当局と現地当局との間の情報交換や双方の当局による有効な監督の実施等に係る提言が盛り込まれている。

## 9. 銀行監督のためのコアとなる諸原則

- (1) 1996年6月のリヨン・サミットのG7コミュニケを受け、金融システムの安定性を強化する目的から、1997年9月、『実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則(コア・プリンシプル)』を策定した。コア・プリンシプルは、15の新興市場諸国の監督当局との緊密な協力の下に作成されたもので、ここでは、監督体制が実効的たりうるため、バーゼル委員会がなくてはならないと考える25の諸原則が呈示されている。
- (2) 1998年10月、世界銀行監督者会議において、参加した120カ国により、コア・プリンシプルが採択された。  
これを受け、その執行状況の調査及び実施を促すための作業を行うため、コア・プリンシプル・リエゾン・グループを結成し、現在、コア・プリンシプルの実施状況をレビューするための詳細な methodologyの作成作業を行っ

ている。将来、当該methodologyの完成を受けて、IMFや世銀等による遵守状況に関するレビューの実施が提案されている。

### III 世界銀行監督者会議

バーゼル銀行監督委員会が中心となり、世界の金融監督者及び地域の監督者機構の代表が集まる世界銀行監督者会議（International Conference of Banking Supervisors（ICBS））が2年に一度開催されている。第10回世界銀行監督者会議が1998年10月オーストラリアのシドニーにおいて、約120カ国が参加して開催された。同会議においては、バーゼル・コアプリンシプルが採択されたほか、2000年問題などについて意見交換が行なわれた。我が国からは、金融監督庁、大蔵省及び日本銀行から代表が出席した。

## 第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

### I 概要

#### 1. 沿革

証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions（IOSCO））は、1974年に設立された加盟メンバー164（1999年5月末現在）に及ぶ各国の証券・先物監督当局、市場関係者等から成る国際機関である。当初は、米国及びカナダがラテン・アメリカ諸国の証券監督当局、市場関係者の指導を目的としてスタートしたものであったが、1983年に域外の国々の加盟もできるように規約を改正、1986年のパリ総会で名称を現在のIOSCOに改めた。

本部事務局は、1986年から現在に至るまでモントリオール（ケベック州、カナダ）に置かれている。

#### 2. 目的

以下の4つを活動の柱としている。

- ① 公正、効率的、健全な市場環境を維持するため、高い水準の規制を促進するため協力すること、



- ② 国内市場の発展を促進するため各々の経験に関する情報を交換すること、
- ③ 国際的な証券取引に係る基準及び効果的なサーベイランスを確立するため、努力を結集すること、
- ④ 基準の厳格な適用と違反に対する効果的な強制力をもって市場の健全性を促進するための相互支援を行うこと

### 3. 性格

同機構は、上記の目的の下、原則や基準、指針を定めてきているが、それらの実行は全て各国の裁量に委ねられており、拘束力を有するものではない。

### 4. 組織（資料18-2-1参照）

年に一度、年次総会の間に行われる代表委員会を頂点の委員会とし、その下に規約に即し組織の目的の達成のため必要な全ての決定を行い全ての行動を実行する理事会と4つの地域委員会が位置する。理事会の下には更に、2つの委員会、専門委員会と地域委員会があり、前者は先進国の16の国・地域から構成され、後者は新興市場国・地域から構成されている。それぞれ国際証券・先物取引に係る規制上の問題をレビューし、その解決調整を図っている。他に、各国の自主規制機関や証券市場から成る自主規制諮問委員会がある。

## II 加盟

1998年6月に発足した金融監督庁は、同年9月にケニアのナイロビで行われた第23回年次総会において加盟を正式に承認され、現在、大蔵省、証券取引等監視委員会、通商産業省、農林水産省などとともに我が国からのメンバーとなり、積極的に会議に参加している。

## III 活動状況

### 1. 概要

IOSCOは上記のように専門委員会の下に実質的な議論を行う5つのワーキング・パーティを有しているが、金融監督庁は、証券会社、証券投資信託の委託会社等の監督を行う立場から、「市場仲介者」、「投資管理」に関するワ

ーキング・パーティにおける議論に参加しているほか、本年2月に専門委員会の下に設置されたヘッジファンドに関するタスクフォース等に参加している。

## 2. 「市場仲介者」ワーキング・パーティ (WP3)

昨年7月に「市場リスク」、「信用リスク」、「オペレーショナル・リスク」を新たな検討課題とすることを決め、現在まで議論を継続してきている。このうち、「市場リスク」については、本年5月の年次総会において『市場リスクに係る企業の内部モデル承認に関する監督当局のための指針』を提出、承認され公表した。

## 3. 「投資管理」ワーキング・パーティ (WP5)

「投資管理」ワーキング・パーティでは昨年5月の専門委員会で承認された2つのマニフェスト、「集団投資スキームに係る意思決定のインフラストラクチャ」及び「集団投資スキームの評価及び価格付けに関する規制アプローチ」についてこの1年間検討を重ねてきた。このうち、後者の評価・価格付けに関する規制アプローチ・ペーパーは、本年5月の年次総会時に承認され、公表された。

## 4. IOSCO原則

昨年9月の年次総会において、一昨年より策定作業を行ってきたIOSCO原則の最終案が提示され、承認された。本原則は、証券規制の目的として、「投資家保護」、「市場の公正性、効率性、透明性の確保」、「システミック・リスクの防止」の3つを掲げ、当該目的を達成するための30の原則を提示している。また、本年3月には、本原則の実施・履行の必要性からタスクフォース（現在は、委員会）が設置され、5月の年次総会時には本原則に関して各メンバーの自己評価によるサーベイを行っていくこととなっている。

## IV その他の重要問題

### 1. 本部事務局移転問題

IOSCO事務局は1986年以来、発足の経緯からカナダのモントリオールに

置かれてきたが、昨年9月のナイロビ総会時の理事会において事務局移転の動議が出され、昨年12月には事務局移転問題検討タスクフォースが設置され、検討が重ねられてきた。検討はできる限りオープンなかたちで客観的条件を比較検討しながら行われることになった。金融監督庁もタスクフォースのメンバーとして議論に参画してきた。候補地選定では、スペインのマドリッド、フランスのパリを軸に最後まで難航したが、本年5月の年次総会でマドリッドが次期事務局移転地として正式に承認された。

## 2. 国際会計基準の承認問題

その他、その動向を注意を持って見守るべき問題として、ワーキング・パーティ1 (WP1) で検討が進められている国際会計基準 (IAS) がある。各国の職業会計士団体から構成される国際会計基準委員会 (IASB) は、公的な国際機関から国際会計基準設定に関して権限を委任されているわけでないため、基準を国内会計基準にすることを強制する権限はない。そこで1988年にIOSCOが国際会計基準が期待するレベルに達すれば、国際資本市場で同基準を使用するよう働きかけてもよいとしたことから、注目を集めるようになった。WP1は、昨年末に国際会計基準委員会が検討を終了したコア・スタンダード (注) について当該スタンダードをIOSCOとして承認するかどうかの検討作業を進めており、本年5月の年次総会においては、米国からの強い抵抗があったものの、IOSCOとして同問題に高いプライオリティを置くこと、2000年最初の専門委員会で検討の最終期限を示すことが確認された。

(注) コア・スタンダード: 1993年6月、IAS (国際会計基準) が包括的基準として承認されるために含むべき項目のリストとして、WP1が国際会計基準委員会に対して示したもの。

## 第3節 保険監督者国際機構 (IAIS)

### 1 概要 (資料18-3-1 参照)

保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors (IAIS)) は、1994年に発足した保険監督者間の世界的な機構であり、国際

的な保険監督基準の策定や、こうした監督基準に則った保険制度の確立に向けて行う新興市場国に対する支援等を担う組織である。現在、世界の国、地域、国際機関から約 100の保険監督当局等がメンバーとして参加している。事務局は1998年よりバーゼルに設置されており、事務局次長には日本人の河合美宏氏が就任している。

## II 活動状況

### 1. 1997年の I A I S 年次総会において採択された国際的な保険監督基準等

#### (1) 保険監督原則 ( I A I S コア・プリンシプル)

保険監督を適切に行うために必要不可欠な事項を列挙し、その内容について解説を加えたものであり、本原則により保険監督に係る国際的なフレームワークが確立された。

#### (2) 国際的な保険会社、保険グループ及びその母国外での拠点設立の監督に適用される原則

国際的に活動する保険会社・保険グループが母国外で拠点を設立する際の監督上の原則について、監督情報の交換面を中心とした関係監督当局間の協力の在り方を含め、示したものである。本原則は国外での拠点設立を対象とする原則であり、保険サービスの越境 (クロス・ボーダー) 取引については別途、原則を策定する予定となっている。

#### (3) 新興市場における保険規制・監督に係るガイダンス

新興保険市場において成熟した保険システムを確立するためのガイダンスを、当該市場の特殊性を考慮しつつ、示したものである。

#### (4) 情報交換の覚え書 (Memorandum of Understanding)

各国の保険監督者間で監督上の情報交換を円滑に進めるため、関係監督者間で結ばれる国際的な覚え書 (情報交換に当たっての諸条件を記したものの見本を示したものである。

### 2. 1998年の I A I S 年次総会において採択された国際的な保険監督基準等

1997年に採択された一般的な I A I S コア・プリンシプルに続いて、保険免許監督基準、立入検査基準及び保険会社によるデリバティブ取引に係る監督基

準の3つの個別具体的な基準が、国際的な保険監督基準に加わった。

### 3. 小委員会で検討中の国際的な保険監督基準等

#### (1) ソルベンシー小委員会

保険会社のソルベンシー規制の在り方について、自己資本面での問題に限らず、財務健全性の維持のための方策や、保険数理に関する問題等につき広く議論し、基準設定のための検討を行っている。

#### (2) 保険会計小委員会

保険分野における国際会計基準を策定中の国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee (IASB)) と連携しつつ、当該基準の在り方について検討を行っている。

#### (3) 投資小委員会

保険会社の資産のリスク管理全般に関する監督基準を策定中である。

#### (4) 再保険作業部会

国際的な保険取引において多大なウェイトを占める再保険会社に対する監督原則を確立するべく、検討を行っている。

#### (5) 電子通信保険取引作業部会

インターネット等電子通信を通じた保険取引について、監督上の原則を策定中である。

## 第4節 ジョイント・フォーラム

### 1 概要

近年、国際的に活動する金融コンglomリット（銀行、証券、保険のうち少なくとも2つ以上の分野にまたがって金融サービスを提供する金融グループ）に対する監督の在り方が、世界の監督者間で重要な課題として取り上げられているが、ジョイント・フォーラムは、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO及びIAISの三者が一堂に会して、金融コンglomリットの監督上の諸問題を共同して検討するため、1996年1月に発足した。ジョイント・フォーラムには、日本に加えて欧米の主要国の計13カ国の関係監督当局の代表が参加している。

## II 活動状況

### 1. 金融コングロマリット監督についての諸原則

ジョイント・フォーラムでは、国際的な金融コングロマリットに対する効果的な監督を行う観点から、特に、国内及び国際的な関係監督者間での情報交換面における協力強化の在り方について検討を重ね、その検討成果を以下のようなペーパーにとりまとめ、1999年2月に正式に公表した。

#### (1) 自己資本の充実度に関する諸原則

金融コングロマリットについて、そのグループ全体の自己資本水準の監督者による評価を容易にするため、当該水準の測定手法を示したものである。

#### (2) 経営陣の適格性についての諸原則

金融コングロマリットのトップ・マネジメントの誠実さと高い能力が確保されることが監督上重要であるとの認識に立ち、金融コングロマリットを構成する金融機関を所管する各監督者が、当該金融機関が健全に経営されているかどうかを適切に評価するための指針を提示したものである。

#### (3) 監督上の情報交換に関する枠組及び諸原則

国際的に活動する金融コングロマリットを構成する金融機関につき監督責任を負う、各金融分野の監督者間で国内及び国際的に情報交換を容易にするための方法論を記したものである。

#### (4) 監督上の情報交換のためのコーディネーター

特定の金融コングロマリットにつき関係監督者間で情報交換を行うに当たって、コーディネーターとして中心的な役割を担う単独又は複数の監督者を特定するための指針、及びコーディネーターの具体的責務について記したものである。

### 2. 検討中の課題

金融コングロマリット内における信用供与を始めとするグループ内取引等や、特定の債務者・地域等への大規模な信用供与等のリスク集中について、監督上の原則ペーパーをとりまとめ、1999年7月に公表した。

なお、ジョイント・フォーラムは、上記1.の金融コングロマリットの監督

に係る一連の原則等の策定作業の終了をもって、当初のマンドートをほぼ果たしたが、各国の銀行、証券及び保険分野の監督当局が一堂に集う討議の場として貴重であることにかんがみ、今後は金融コングロマリットに限定せず、各金融分野にまたがる検討が必要な事項について、広く作業を行っていくこととなっている。

## 第5節 国際金融システムの安定・強化に向けた動き

### Ⅰ ヘッジファンド問題

#### 1. 背景

国際金融システムの安定・強化を図る観点からも、各国における金融監督の在り方を強化していくことは重要な柱となっており、サミットやG7（7カ国蔵相・中央銀行総裁会議）の場を中心として、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO及びIAIS等の関係国際機関も交えながら、世界的なレベルで議論が行われている。

この背景には、最近、国際的な資金の急速な流出入等によってアジア各国等で通貨危機が発生したことや、こうした資金の主な担い手であったと見られる国際的な大規模機関投資家、いわゆるヘッジファンドの破綻（昨年9月のLTCM問題）が国際金融システムに与える悪影響が懸念されたことから、ヘッジファンドの活動について何らかの規制を検討することが必要との問題意識が各国の間で高まっていること等がある。

#### 2. 具体的な対応策

国際金融システムの安定・強化に向けた対応策については、1999年6月のケルン・サミットのコミュニケにも盛り込まれたように、先進国のみならず新興市場国において、バーゼル銀行監督委員会等金融監督の国際機構で策定された種々の監督上のスタンダードの採用等を通じて、プルーデンシャル規制やディスクロージャーの強化等を図っていくこととされている。また、ヘッジ・ファンド等高いレバレッジ業務を行なう機関（Highly Leveraged Institutions（HLIs））に投融資を行っている金融機関のリスク管理体制を強化することや、

H L I s 向けエクスポージャーの金融機関等によるディスクロージャーを促進していくことに加えて、H L I s が各国における規制を回避する手段として利用するおそれのあるオフショア・センターの在るべき姿等に関し、今後、具体的に検討していくこととなっている。

### 3. バーゼル銀行監督委員会における検討

バーゼル銀行監督委員会においては、H L I s についての作業部会が設立され、同作業部会の調査・検討の結果、1999年1月、『銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引』『銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引に関する健全な実務のあり方』に関する報告書が公表された。同報告書は、H L I s に対する規制・監督のあり方、H L I s との取引に関し銀行がどのように適切なリスク管理を行っていくか、監督当局がH L I s と銀行との取引に関しどのような点を確認すべきかについて指針を提供している。

### 4. I O S C O における検討

I O S C O においても、証券監督者の間にも何らかの対策を打つ必要性があるという共通の認識が高まり、結果としてI O S C O 内にH L I s に関する検討グループ（ヘッジファンド・タスクフォース）が設置され、今秋に結論を出すべく、作業を進めている。

## II 金融安定化フォーラム

H L I s 等の問題にバーゼル銀行監督委員会等の金融監督国際機関に加えて、関係当局者間で関連作業を調整することを目的として、G 7 の金融関係当局（大蔵省、中央銀行、金融監督当局）からのハイ・レベルの参加者及び関係国際機関の代表から構成される金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum）が1999年4月に新たに発足しており、金融監督庁としても、こうした検討に監督当局の立場から積極的に参加している。



## 第19章 海外の金融検査監督当局等との連携強化

### 第1節 銀行・証券・保険の各分野における金融監督庁の積極的取り組み

金融監督庁は、世界の規制監督当局の中でも数少ない、銀行、証券、保険の3分野を全て監督する立場（integrated regulator）から、前章で述べたような国際会議等に積極的に参画することはもとより、主体的に海外の金融検査監督当局等との連携強化に努めることとし、既に銀行、証券、保険の各分野における積極的な取り組みとして具体的な活動を開始している。

#### I 銀行規制とマクロ経済マネジメントに関するハイレベルセミナー

1997年に始まったアジア通貨・経済危機を経て、アジアの関係各国における金融・経済安定化への対処、とりわけ、その際に金融監督当局が果たした役割等について意見交換等を行い、もって監督当局間の連携強化を図る観点から、アジア開発銀行の研究機関であるADB-Instituteと共同で、「銀行規制とマクロ経済マネジメントに関するハイレベルセミナー」を開催した。

このハイレベルセミナーは、6月30日、ADB-Instituteにおいて、韓国、タイ、インドネシアなどアジアの主要国と米国、英国等欧米諸国から合計8ヶ国のトップクラスの銀行監督当局者に加え、国際決済銀行（BIS）のバーゼル銀行監督委員会事務局長や学識者を招いて開催した。

#### II 証券分野のラウンドテーブル

同じく証券分野においても、金融危機を踏まえたアジアの証券市場改革に関するOECD・ADB主催のラウンドテーブルが4月8・9の両日、ADB-Instituteにおいて開催された。本ラウンドテーブルでは、アジアの新興市場国の関係者、IOSCO専門委員会メンバー、OECD加盟国関係者、国際機関関係者、アジアの取引所関係者等の広い範囲の参加者が、①アジア金融危機の原因及び各国証券市場に及ぼした影響、②危機に対応して採られた証券市場における施策、市場介入等の対応の状況、③資本市場のインフラ強化の必要性等、証券市場改革の今後の課題を主要議題として、幅広い意見交換を行った。金融監督庁と

しても、本会合に先立ち、参加した市場関係者と意見交換を行う機会を得た。

### III 保険規制・監督に関する東京エグゼクティブ・セミナー

1999年9月には、IAISの専門委員会等の定例会合を日本（東京）で初めて開催する予定であるが、その際に併せて、金融監督庁が関係機関（IAIS、OECD、ADB Institute及び日本の大蔵省）の協力を得つつ、「保険規制・監督に関する東京エグゼクティブ・セミナー」を主催することを予定している。本セミナーでは、先進国のみならず広く新興市場国等の保険監督当局のトップ・クラス約80名を招請して、保険監督当局の組織の在り方、健全性規制、金融コンプライアンスに対する監督、保険監督当局間の情報交換及び危機管理等のテーマについて、各参加者の実務経験等をベースとして、幅広く意見交換を行うこととしている。

## 第2節 日英・日米金融監督者会合

### I 経緯

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局との連携を強化していくことが極めて重要である。

こうしたことを背景として、1988年10月に東京で開催された第5回世界銀行監督者会議の際に、米国から、銀行監督当局間の協力関係を密にするため定期的な意見交換の場を設けてはどうかとの打診があった。これを契機に、1989年2月、当時の大蔵省銀行局・国際金融局と、米国に加えて英国の銀行監督当局との間で、金融検査を含む銀行監督全般にわたる専門的事項について意見交換を行うための会合がそれぞれ開催された。

その結果、英米両国の銀行監督当局との間において、それぞれの会合が極めて有意義であり、定期的なものとした点で意見が一致し、金融監督庁が発足する1999年6月までの旧大蔵省時代に、概ね年1回の頻度で、日米間では7回、日英間で8回の会合を開催した。

## II この1年間の開催実績（資料19-2-1参照）

日英・日米監督者会合は、金融監督庁発足後においても引き続き開催することとし、1999年1月にロンドンにおいて、旧イングランド銀行から銀行監督権限等を引き継いで新たに発足した英国F S A（金融サービス庁）との間で、第9回目の会合を開催し、両国における最近の銀行監督行政の動向等について幅広く意見交換を行った。なお、米国の当局であるO C C（通貨監督官局、財務省の外局）との間の会合については、両国の都合が整わなかったため、この1年間は開催していない。

## 第3節 英米監督当局との人材交流

### I 概要

海外当局との連携強化の一環として、金融監督庁では、主要な外国の監督当局との人材交流も定期的に行っていくこととしており、昨年1年間も、米国のO C C及び英国のF S Aとの間で、中堅職員を約2週間の日程で相互に派遣し合い、双方の検査・監督手法について幅広い意見交換等を行った。

### II 米国O C Cとの人材交流

米国O C Cとの間では、1998年10月上旬に先方から職員2名を受け入れ、O C C職員から、金融検査マニュアル検討会において、同国における検査マニュアルの状況についてヒアリングを行ったほか、当庁の職員に対し、債権分類や償却・引当に係る米国の基準等に関する特別講義を行ってもらい、米国の検査監督手法に対する理解を深めることが出来た。また、当庁の検査部や監督部等の関係各課の職員により、日本の銀行行政、主要19行検査の実施状況及び2000年問題の日本における対応状況等我が国における金融監督行政についての説明を行なった。また、当庁職員のO C Cへの派遣については、11月上旬に3名を派遣し、米国における実際の検査手法等について、先方による検査への同行を通じて理解を深めた。

### III 英国F S Aとの人材交流

英国F S Aとの間では、1998年10月に当庁から職員2名を派遣し、オフ・サイ

ト・モニタリングを始めとして、英国における具体的な監督手法について理解を深めた。さらに、1999年4月には先方から職員2名を受け入れ、複数の金融分野にまたがって活動する金融コングロマリットに対する、実効性のある一元的な監督手法の在り方について聴取するとともに、OCCの場合と同様に、当庁の検査部や監督部等の職員により、日本の銀行、証券、保険行政、検査マニュアルの概要及び大手行に対する早期健全化法に基づく公的資本注入等我が国における金融監督行政について幅広く説明を行った。